

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
内閣府	(2) 災害援護貸付金	本省	-	150	150	-	-
事案の概要	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、都道府県内で「災害救助法」が適用された自然災害で負傷又は住家・家財に被害があった者に対して、災害援護資金を貸付けた場合に、国がその原資の一部を無利子で貸付けを行うものである。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 条例の改正について

○ 災害が発生していない等を理由に改正に係る検討を実施していない市町村があるが、災害の有無にかかわらず、事前に運用の見直しに係る検討を行うなど、事前の備えが必要である。このため、内閣府は、各市町村の運用状況等の情報を提供するなどし、市町村の検討を後押しすべきである。また、災害援護資金貸付制度に係る条例を制定していない自治体に対して、制定を促すべきである。

2. 利用のための取組について

○ 被災者の生活再建の一助を担う災害援護資金貸付制度について、まずは、住民に制度を知っていただくことが必要である。また、災害発生時においては、効率的な事務処理が求められる。
○ このため、内閣府は、自治体に対し、住民への周知に係る取組や事務手続の効率化に係る取組の優良事例等の情報を提供するなどし、市町村の検討を後押しすべきである。
○ また、内閣府は、被災者や行政機関窓口職員等が必要な情報をワンストップで簡単に検索できるよう、生活再建支援の制度を一元的に集約したデータベースを令和3年度中に構築し、令和4年度から本格的運用を予定しているが、災害援護資金貸付制度の貸付利率等は市町村ごとに異なることから、これらを適切に反映させるべきである。

反映の内容等

1. 条例の改正について

○ 災害援護資金貸付制度に係る条例が未整備な市町村に対し、担当者会議等の機会を捉えて、適切な取組が行われるよう促していく。

2. 利用のための取組について

○ 災害援護資金貸付制度の地域住民への周知について、担当者会議等の機会を捉えて、適切な取組が行われるよう促していく。
○ 生活再建支援の制度を一元的に集約したデータベースシステムに市町村の情報が入力できるようシステムの環境が整った段階で、市町村に対して対応するよう要請を行う。